

横浜市の「幼稚園2歳児受入れ推進事業」を利用される方へ

きょうだい児が認可保育所等を利用している場合、  
2歳児受入れ推進事業の利用料が軽減されます。

軽減には届出が必要です。

(令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします)

## 対象例

兄4歳:認可保育所等を利用

妹2歳:横浜市私立幼稚園2歳児受入れ事業を利用

<令和6年度まで>妹2歳の利用料に軽減はありませんでした。

<令和7年度から>妹2歳の利用料は「第二子」の軽減が適用されます!

## 軽減額

第2子:各園が定める利用料のうち1/2の額

第3子以降:各園が定める利用料の全額

## 対象となる施設(きょうだいの利用施設)

認可保育所(公立・私立)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室、幼稚園、認定こども園、居宅訪問型児童発達支援、横浜市年度限定保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援及び企業主導型保育事業、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

## 必要な手続き

きょうだい児の利用料通知書の写しまたは在籍等証明書(施設との契約書等の写しでも可)と、保護者の方が記入した「私立幼稚園2歳児受入れ推進事業多子軽減届出書」を園に直接提出してください。

### 【ご注意ください】

- ・園に多子軽減届出書を提出した翌月から利用料が軽減されます。
- ・多子軽減届出書を提出されない場合、利用料は軽減されません。

※利用料の多子軽減や在籍等証明書の様式については、下記の横浜市ホームページもご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/hojo/2saiziukeire.html>

